

邑南町木材利用基本方針

第1 趣旨

この基本方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第9条第1項の規定に基づき、公共建築物等における木材の利用の促進の意義、公共建築物等における地元産木材の利用の目標、地元産木材の利用を推進すべき公共建築物等、地元産木材の利用促進に向けた取り組み、その他地元産木材の利用を推進する上で必要な事項を定める。

第2 公共建築物等における木材の利用の促進の意義

邑南町が、公共建築物等において率先して木材を利用することにより、森林の保全と木材の利用の両立を推進するとともに、その効果に関する町民の理解を深める。

1 木材の利用そのものの効果

公共建築物等は、広く町民一般の利用に供されるものであり、町による率先した木材の利用、あるいは取り組み状況や効果等の積極的な情報発信により、町民に対して木と触れ合い木の良さを実感する機会、木材の特性、木材の利用がもたらす効果を幅広く提供することができる。

また、公共建築物等において木材の利用を進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

2 その他の効果

木材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化と雇用の創出を図ることができる。

第3 公共建築物等における地元産木材の利用の目標

非木造化を指向してきた過去の考え方を抜本的に転換し、次に掲げる目標に沿って地元産木材の利用の促進を図るものとする。

- (1) 公共建築物の新築、増築又は改築を行う場合、高さ13m以下かつ軒高9m以下で、延べ面積3,000㎡以下の施設は、原則、地元産木材を使った木造化を図る。また、全ての施設において、内装等に積極的に地元産木材を使った木質化を図る。
- (2) 公共土木工事においては、木の持つ特性に留意し、積極的に地元産木材を活用する。
- (3) その他、調達する物品については、木製品が環境にやさしい自然素材であることから、地元産木材を使った物品を積極的に利用する。
- (4) 地元産木材の利用に対する町民の理解を深めるとともに、経済波及効果を高めるため、民間事業者が整備する公共建築物に準ずる施設、住宅、店舗、事務所等の施設においても、地元産木材の積極的な利用を促進する。
- (5) 地元産木材とは町産木材を基本とする。ただし町産木材を使った製品の調達が困難な場合は、可能な限り身近な地域から産出した木材を使った製品の調達に努めるものとする。

第4 地元産木材の利用を推進すべき公共建築物等

地元産木材の利用を推進すべき具体的な公共建築物等は、以下のような建築物等とし、あらゆる分野での地元産木材の利用に努める。

- 1 町が整備する公共の用又は公用に供する建築物
- 2 民間事業者が整備する次の建築物
 - (1) 学校
 - (2) 老人ホーム、保育所、その他これに類する社会福祉施設
 - (3) 病院又は診療所
 - (4) 社会教育・地域振興に類する施設
 - (5) 車両の停車場、旅客の乗降・待合いの用に供する施設
 - (6) 住宅、店舗、事務所等の一般建築物
 - (7) 上記の施設等に付随する外構工事、工作物等
- 3 町が整備する道路、河川、公園、土地改良等の公共工事における土木構造物
- 4 町が調達する机や書棚等の備品、消耗品

第5 地元産木材の利用の促進に向けた取り組み

1 町の取り組み

町は率先して公共建築物等における木材の利用に努めるとともに、近隣市町や民間団体その他の関係者の協力も得つつ、地元産木材の利用の促進に関する施策の効果的な推進を図る。

- (1) 地元産木材の利用の促進のための方針及び計画の策定
- (2) 地元産木材の供給体制の整備
- (3) 地元産木材の利用の具体的な事例や建築コスト、木材の調達方法等に関する情報の収集・分析・提供など
- (4) 木材の特性やその利用の促進の意義についての町民理解の醸成

2 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携した取り組み

建築物を整備しようとする民間事業者、建築士、建設業者、林業事業者、木材加工業者その他の関係者は、本方針を踏まえ、町が実施する施策に協力するとともに、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 公共建築物等における木材の利用の意義等についての理解を深めるとともに、積極的に木材を利用するよう努める（建築物を整備しようとする民間事業者、建築士、建設業者）
- (2) 町や建築物を整備しようとする民間事業者のニーズを的確に把握するとともに、そのニーズに対応した木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報を提供するなど、木材の具体的な利用方法の提案等に努める（林業事業者、木材加工業者その他の関係者）
- (3) 地元産木材の安定的な供給体制の構築及び品質の向上に努める（林業事業者、木材加工業者その他の関係者）

第6 その他地元産木材の利用を推進する上で必要な事項

1 推進体制の整備

地元産木材の積極的な利用を促進するため、関係者との協議や情報提供等に対応するための体制を整備し、計画的かつ効果的な施策の推進を図るものとする。

2 地元産木材の認証制度と利用促進制度の検討

地元産木材の認証制度及び地元産木材の利用を促進するための取組を行う。

3 地元産木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物等における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど木材供給及び利用と森林の適正な整備の両立に努める。

附 則

この基本方針は、平成24年4月1日から施行する